

関東事業協会通信 第37号



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

検索

更生ペンギンの
ツグツグム



巻頭言 関東地方更生保護委員会委員長 古川 芳昭	1
令和5年度事業報告	3
附1 寄附金一覧表	6
附2 普通賛助会員会費一覧表	7
附3 収支計算書	8
附4 財産目録	10
附5 貸借対照表	12
令和6年度事業計画・予算	13
調査研究報告	
更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体	17
当協会について	25
参考資料	27
役員等名簿	31



巻頭言

刑期終了後の地域生活

関東地方更生保護委員会委員長 古川 芳 昭

1 生きづらさと犯罪

仮釈放審理の過程では、貧困、疾病、不十分な教育、虐待の連鎖、そして相談できる人がいなくて孤独であるなど、様々な生きづらさを抱えながら地域に定着できず、犯罪に陥ってしまう受刑者に数多く出会います。昨今の地域情勢として、長引いたコロナ禍の影響等によって人と人とのつながりの希薄化が一層深刻化していると指摘されていますが、そうしたことも様々な生きづらさを抱えた刑務所出所者等の地域定着を困難にしているものと思われます。中には、社会にいるよりも刑務所の方が良いと思っているような受刑者も散見され、「刑務所に戻りたかった」ために、出所後数日の間に再犯したという事案もあります。刑務所にいれば孤立や孤独を感じないというのです。

「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない」と言われます。生きづらさを抱えた刑務所出所者が、現在の厳しい環境の中で立ち直るためには、本人の努力のみでは困難であり、周りからの適切な支援等が求められるところです。以下に受刑を繰り返してきたAさんの例を御紹介します（事例の特定を避けるため、趣旨を損なわない程度に一部脚色してあります。）。

2 居場所と出番を作る支援

Aさんは20歳の時から犯罪を重ね、何度も受刑を繰り返してきました。「刑務所のほうが楽」という気持ちがあったようです。高齢で身寄りがなく適当な帰住地もなかったAさんは、福祉支援が必要であると判断され、刑期が満期となるまでに、刑務所、地域生活定着支援センター及び保護観察所などの関係機関が連携して福祉支援の手続きを進めていました。地域生活定着支援センターと地元の保護司会とのつながりから、同保護司会にも協力要請がなされ、さらに保護司会からも社会福祉協議会や自治体に協力を求めて、こうして地域ぐるみでの支援の輪が広がっていきました。

Aさんを交えた打ち合わせなどは更生保護サポートセンターで行っていたところ、その後、Aさんは呼ばれてもいないのに、自分の意思で更生保護サポートセンターに通うようになったのです。サポートセンターには保護司が常駐しており、都度彼に寄り添って熱心に耳を傾けてくれたことから、Aさんにとってそこは安心できる場となったようです。さらにAさんは、誘われるまま保護司会が行う犯罪予防活動などにも参加し、積極的にお手伝いをするようになりました。そして月日は流れ、気がついたら再犯しないまま5年間が経過していたのです。令和5年版犯罪白書によれば、刑務所出所者が5年以内に再入所してしまう率は、出所者全体で34.8パーセント、Aさんのような満期釈放者は44.8パーセントと

半数近くが刑務所に戻っていますので、Aさんのこれまでの経歴から考えても5年間にわたり再犯しなかったということは本当にすごいことでした。

Aさんは、保護司など地域の支援者との出会いにより、信頼できる人の存在を身近に感じることが出来る居場所を得られたことや、自分なりに役割を果たしてきたこと、すなわち誰かから期待される出番があったことが再犯を防いでくれたのではないかと思います。

こうした居場所と出番の存在は、自尊心や自己肯定感につながります。それはお金が有るとか無いというような問題とは別の次元で、再犯を防いでくれる心の防波堤のようなものだろうと思うのです。保護司をはじめとする地域の皆様が本人に寄り添い、見守り、ときには伴走しながら息長く関わりを続けてくれたことによって、Aさんは孤立・孤独の問題を感じることなく、本来有していると思われた「チカラ」を発揮することができて、生活が安定したのだと思います。

3 重層的な“息の長い”支援

現在、再犯防止推進法に則り、国や地方が再犯防止推進計画を策定して様々な施策に取り組んでいます。例えば、刑期を終えた人に対する県の支援事業として、Aさんの例のような関わりを保護司会連合会に委託しているところも見られるようになりました。更生保護においても、今般の更生保護法改正により、令和5年12月から「刑執行終了者等に対する援助」という新しい制度が導入されました。これにより、刑期等を終えた人たちについて、改善更生を図るため必要と認めるときは、本人の意思に反しないことを確認の上、必要な援助を継続できることとなったのです。同時に、過去に犯罪や非行をした人、犯罪や非行に結びつくおそれのある問題を抱えた人、その家族や関係者等に対し、更生保護の知見を活用した情報提供や助言等を実施する「更生保護に関する地域援助」も始まりました。

こうして国と地方と地域の支援者の皆様が相互に手を取り合って重層的に“息の長い”支援を実施することにより、再犯防止の実を一層上げていくことを目指して参ります。

また、このような再犯防止に関する施策を推進していくことは、新たな被害者を出さないことにもつながります。常に被害者の存在を忘れることなく施策に取り組んで参りたいと存じます。

4 それぞれの立場でできることを

Aさんが再犯せずに地域生活を送ってこられたような環境をつくっていくためには、犯罪や非行をした人たちを排除するのではなく地域で包摂するということが、そして、更生保護ボランティアだけでなく、地域の方々がそれぞれの立場からできることを実践し、地域全体で更生を支えていくことが大切であり、必要です。

例えば、“社会を明るくする運動”のウェブサイトを見たり、SNSをフォローして拡散したり、矯正展などの関連行事等に足を運ぶなど、それぞれの立場でできることに取り組んでいただくことにより、新たな被害者も加害者も生まない地域社会を築くことの意義等についての理解を深めていただけたらと思います。改めて皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

令和5年度事業報告書

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 会議及び主要行事関係

- | | |
|------------|--|
| 令和 5. 4. 7 | 業務監査（関東地方更生保護委員会）
令和4年度収支に関する会計及び業務の監査を、遠山正博監事及び金井泰子監事により実施。 |
| 5. 4. 19 | 常務理事会（関東地方更生保護委員会）
議 題
1 令和4年度事業報告(案)について
2 令和4年度一般会計収支決算報告書(案)について
3 評議員の増員について |
| 5. 5. 9 | 理事会（ホテル・ブリランテ武蔵野）
議 案
1 令和4年度事業報告（案）について
2 令和4年度一般会計収支決算報告書（案）について
3 評議員の選任（案）について |
| 5. 5. 9 | 評議員会（ホテル・ブリランテ武蔵野）
議 案
1 令和4年度事業報告（案）について
2 令和4年度一般会計収支決算報告書（案）について |
| 5. 5. 10 | 関東地方更生保護委員会委員長に令和4年度事業成績等報告書を提出 |
| 6. 2. 6 | 関東地方更生保護委員会による立入検査
概ね良好との評価を受ける。 |
| 6. 2. 8 | 関東管内都県協会事務担当者会議（オンライン会議） |
| 6. 2. 15 | 常務理事会（関東地方更生保護委員会）
議 題
1 令和6年1月末現時の予算執行状況について（中間報告）
2 法改正による事業の名称変更に伴う定款変更について |

- 3 令和6年度事業計画(案)について
 - 4 令和6年度収支予算(案)について
 - 5 役員・評議員の改選(案)について
 - 6 令和6年度主要会議及び行事予定(案)について
6. 3. 5 理事会（ホテル・ブリランテ武蔵野）
議案
- 1 令和5年度予算執行状況について（中間報告）
 - 2 法改正による事業の名称変更に伴う定款変更について
 - 3 令和6年度事業計画（案）について
 - 4 令和6年度一般会計収支予算（案）について
 - 5 評議員の改選（案）について
6. 3. 5 評議員会（ホテル・ブリランテ武蔵野）
議案
- 1 令和5年度予算執行状況について（中間報告）
 - 2 法改正による事業の名称変更に伴う定款変更について
 - 3 令和6年度事業計画（案）について
 - 4 令和6年度一般会計収支予算（案）について
 - 5 役員の改選（案）について

2 役員等関係

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの役員等の異動（敬称略）

令和5. 5. 9	就任	評議員	槍田 義之
6. 1. 3	死亡	理事	鈴木 邦道
6. 3. 31	退任	〃	高橋 和夫（任期満了）
〃	〃	〃	曾我 孝之（任期満了）
〃	〃	〃	足立 吉松（任期満了）
〃	〃	評議員	志村 良道（任期満了）

3 助成事業関係

令和5年度における主な助成事業は次のとおり

- (1) 関東地方保護司連盟に対する助成（保護司組織のデジタル化促進特別助成を含む。）

- (2) 関東地方更生保護事業連盟に対する助成
- (3) 関東地方更生保護女性連盟に対する助成
- (4) 関東地方BBS連盟に対する助成
- (5) 管内都県連絡助成更生保護法人に対する助成
- (6) 管内更生保護施設に対する処遇困難者等指導経費助成
- (7) 管内更生保護施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への助成
- (8) その他関東管内関係機関・団体との共同行事等に助成

4 寄附者に対する法務大臣感謝状等の伝達関係

令和5年度、別紙「寄附金一覧表」のとおり当協会に寄附をいただいた。なお、寄附をされた方に対しては、規定に基づいて、法務大臣又は関東地方更生保護委員会委員長の感謝状を伝達した。

5 慶 弔

(頭 彰)

瑞宝双光章 安藤良子評議員
全更連理事長表彰 足立吉松理事、春日博美評議員（長野協会推薦）
関更連会長表彰 粉川健評議員

(訃 報)

次の役員が逝去された。生前の御功績をしのび、謹んで御冥福をお祈りいたします。
理 事 鈴木邦道 様（茨城） 令和6年1月3日逝去

寄 附 金 一 覧 表 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(篤志者寄附)(順不同)

都 県 名	寄 附 者 御 芳 名 (敬 称 略)	金 額	紹 介 者 等
東 京	(有) 金井ビル	30,000	金井監事紹介
東 京	株式会社 LAアセット	300,000	脇田副理事長紹介
東 京	田 中 信 太 郎	200,000	田中副理事長紹介
東 京	田 中 厚 志	200,000	田中副理事長紹介
東 京	竹 内 章 雄	200,000	田中副理事長紹介
愛 知	武 本 勝 行	500,000	下地理事紹介
鹿 児 島	中 村 浩 一 郎	500,000	下地理事紹介
東 京	株式会社 魁建設	200,000	田中副理事長紹介
茨 城	後藤建設工業株式会社 代表清算人 竹内康二	580,000	
千 葉	株式会社キヨシゲ	200,000	脇田副理事長紹介
東 京	瀬戸出版株式会社	300,000	池田真評議員紹介
埼 玉	株式会社アジアホールディング グス	200,000	田中副理事長紹介
	計	3,410,000	

(役員寄附)(順不同)

役 職 名	寄 附 者 名	金 額	備 考
監 事	遠 山 正 博	50,000	
理 事	足 立 吉 松	200,000	
常務理事	市 川 君 子	100,000	
副理事長	脇 田 栄 一	200,000	
副理事長	遠 藤 孝 二	100,000	
	計	650,000	
	寄 附 金 合 計	4,060,000	

普通賛助会員会費納入調

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

都県名	賛助会員	金額	紹介者等
埼玉	遠山正博（監事）	10,000	
埼玉	野崎昌雄（評議員）	10,000	
神奈川	水嶋正夫（評議員）	10,000	
東京	可児克之（評議員）	20,000	
茨城	原 淑行	10,000	
東京	山代法道（常務理事）	20,000	
栃木	北関東総合警備保障株式会社	10,000	青木理事長
東京	茂呂絹枝（評議員）	20,000	
茨城	粉川 健（評議員）	5,000	
静岡	一般財団法人金原治山治水財団 理事長 伊熊 守	10,000	金原評議員
	合 計	125,000	

令和5年度一般会計収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入総額 29,028,558 円

支出総額 27,335,946 円

当期繰越金 1,692,612 円

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減 (△印減)	備考
項 目				
補助金等収入	2,100,000	2,087,320	12,680	
助成金収入	2,100,000	2,087,320	12,680	振興財団 全国更生保護法人連盟
寄附金収入	2,210,000	4,060,000	△ 1,850,000	
篤志者寄附金	1,500,000	3,410,000	△ 1,910,000	
役員等寄附金	700,000	650,000	50,000	
その他の寄附金	10,000	0	10,000	
財産収入	6,080,000	17,711,622	△ 11,631,622	
利息	80,000	139,002	△ 59,002	基本財産利息等
立川基金配当金	6,000,000	17,572,620	△ 11,572,620	
会費収入	1,416,000	1,401,000	15,000	
特別賛助会費	1,276,000	1,276,000	0	管内11都県協会 会費
賛助会費	140,000	125,000	15,000	普通賛助会費
雑収入	3,840,000	3,768,616	71,384	
雑収入	1,000,000	1,139,789	△ 139,789	保護司手帳頒布手数料等
関保連人件費分担金収入	2,840,000	2,628,827	211,173	
積立金取崩金	12,600,000	0	12,600,000	
合 計	28,246,000	29,028,558	△ 782,558	

(支出の部)

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	比較増減 (△印減)	備考
項 目					
連	絡 助 成 事 業 費	25,123,000	24,439,489	683,511	
事	務 費	6,780,000	6,434,938	345,062	
	給 料 手 当	5,030,000	5,040,060	△ 10,060	含関保連分
	退 職 給 与	120,000	120,000	0	退職給与引当金
	雑 給 与	5,000	0	5,000	
	福 利 厚 生 費	680,000	650,029	29,971	社会保険料・健康診断等
	旅 費 交 通 費	280,000	22,120	257,880	
	通 信 運 搬 費	300,000	275,751	24,249	郵便切手・電話代等
	消 耗 品 費	150,000	198,812	△ 48,812	事務用品費
	備 品 補 修 費	30,000	0	30,000	
	役 務 費	5,000	0	5,000	
	減 価 償 却 費	0	0	0	
	印 刷 製 本 費	30,000	0	30,000	
	雑 費	150,000	128,166	21,834	銀行口座振替手数料等
啓	発 費	3,000,000	3,577,500	△ 577,500	社明広報資材等
連	絡 調 整 費	1,323,000	1,002,346	320,654	
	継 続 保 護 事 業 連 絡 調 整 費	320,000	302,260	17,740	関更連助成
	連 絡 助 成 事 業 連 絡 調 整 費	130,000	16,398	113,602	
	保 護 司 活 動 連 絡 調 整 費	100,000	4,676	95,324	新保護司会長研修助成
	更 生 保 護 女 性 活 動 連 絡 調 整 費	36,000	78,260	△ 42,260	関更女研修助成
	B B S 活 動 連 絡 調 整 費	90,000	90,000	0	関B連事務局デジタル化助成
	機 関 紙 発 行 費	67,000	67,000	0	事業協会通信36号
	報 償 費	80,000	116,504	△ 36,504	
	調 査 研 究 費	500,000	327,248	172,752	埼玉県拠点事業調査委託
助	成 費	14,020,000	13,424,705	595,295	
	継 続 保 護 事 業 助 成 費	4,900,000	4,599,540	300,460	処遇困難者処遇助成・コロナ対応助成
	連 絡 助 成 事 業 助 成 費	50,000	30,000	20,000	会議用資材助成
	保 護 司 活 動 助 成 費	8,450,000	8,450,000	0	保護司組織デジタル化促進助成 コロナ対応助成
	更 生 保 護 女 性 活 動 助 成 費	120,000	120,000	0	関更女
	B B S 活 動 助 成 費	200,000	200,000	0	関B連
	そ の 他 助 成 費	300,000	25,165	274,835	犯罪被害者支援関係等
管	理 費	2,960,000	2,896,457	63,543	
	給 料 手 当	1,150,000	1,153,020	△ 3,020	含関保連分
	退 職 給 与	100,000	100,000	0	退職給与引当金
	雑 給 与	10,000	0	10,000	
	福 利 厚 生 費	295,000	290,463	4,537	社会保険料等
	会 議 費	740,000	846,985	△ 106,985	理事会・評議員会
	交 際 費	230,000	71,640	158,360	慶弔金
	旅 費 交 通 費	15,000	3,960	11,040	
	通 信 運 搬 費	80,000	45,359	34,641	郵便切手・宅急便代等
	消 耗 品 費	15,000	15,000	0	
	備 品 補 修 費	10,000	0	10,000	
	役 務 費	5,000	0	5,000	
	減 価 償 却 費	0	0	0	
	印 刷 製 本 費	10,000	0	10,000	
	雑 費	300,000	370,030	△ 70,030	全更連等会費 能登半島地震義援金
予	備 費	163,000	0	163,000	
	合 計	28,246,000	27,335,946	910,054	
当	期 繰 越 金	0	1,692,612	△ 1,692,612	

(注) 必要に応じ、各科目間の流用をすることができる。

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

(更生保護法人等の名称)

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 資産の部

(1) 基本財産

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
有価証券	立川基金（立川恒産）	45,058,000	45,058,000	0	基本財産繰入指定寄附
有価証券	京都市債（野村証券）	20,000,000	20,000,000	0	
有価証券	利付国債10年（野村証券）	10,000,000	10,000,000	0	
有価証券	千葉県債（大和証券）	20,000,000	20,000,000	0	
有価証券	福岡市債（大和証券）	10,000,000	10,000,000	0	
合 計		105,058,000	105,058,000	0	

(2) 通常財産

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
現 金	計	130,039	134,074	△ 4,035	
	手 許 有 高	130,039	134,074	△ 4,035	
預 金	計	87,689,519	85,712,412	1,977,107	
	普通預金 (みずほ・新都心 普8010935)	9,979,716	9,980,168	△ 452	
	通常貯金 ゆうちょ銀行(10140-64541)	10,499,812	9,233,662	1,266,150	
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50340-4406474)	1,004,000	1,004,000	0	
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50380-1632871)	351,000	351,000	0	退職積立金
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50340-3847076)	2,028,000	1,808,000	220,000	退職積立金
	普通預金 (埼玉りそな・新都心普19460)	33,748,858	33,356,301	392,557	
	普通預金 (武蔵野・新都心普1016243)	10,097,916	9,998,256	99,660	
	普通預金 (三菱UFJ・大宮普0216952)	9,982,215	9,982,681	△ 466	
	普通預金 (三井住友・大宮普8463812)	9,998,002	9,998,344	△ 342	
備 品	計	286,598	286,598	0	
	デスクトップパソコン	286,598	286,598	0	当期減価償却額 減価償却累計額 286,597
合 計		88,106,156	86,133,084	1,973,072	

以上合計（資産総額） 193,164,156 円

2 負債の部

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
仮 受 金	計	1,049,015	988,555	60,460	
	更生保護振興財団	1,049,015	988,555	60,460	
減価償却 引当金	計	286,597	286,597	0	
	減価償却累計額	286,597	286,597	0	
退職給与 引当金	計	2,379,000	2,159,000	220,000	
	退職給与引当金	2,379,000	2,159,000	220,000	
合 計		3,714,612	3,434,152	280,460	

以上差引（正味財産） 189,449,544 円

貸借対照表

(令和6年3月31日)

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(単位：円)

借 方		貸 方	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	84,436,558	【流動負債・引当金】	1,335,612
預金・現金	84,436,558	流動負債	1,049,015
【固定資産】	108,727,598	減価償却累計額	286,597
基本財産	105,058,000	【固定負債】	2,379,000
投資有価証券	105,058,000	退職給与引当金	2,379,000
その他の固定資産	3,669,598	負債の部合計	3,714,612
備品	286,598	(正味財産の部)	
投資有価証券	0	【基本金】	105,058,000
郵便定額貯金	1,004,000	基本金	105,058,000
退職給与引当預金	2,379,000	【積立金・繰越金】	84,391,544
		積立金	82,698,932
		当期繰越金	1,692,612
		正味財産の部合計	189,449,544
資産の部合計	193,164,156	負債・正味財産の部合計	193,164,156

令和6年度事業計画

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 運営に関する基本方針

役職員が一体となって、現下の更生保護が要請されているニーズの的確な把握に努め、関東地方更生保護委員会を始め、関係機関・団体との密接な連携を保ちつつ、次に掲げる諸行事を効果的に実施し、もって関東地方全般の更生保護の発展に寄与する。

なお、社会におけるデジタル化の進展にかんがみ、当協会のホームページを作成し、更生保護団体のデジタル化の促進に協力する。

2 宿泊型保護事業を営む更生保護法人に対する連絡助成に関する事項

- (1) 宿泊型保護事業を営む更生保護法人に対する助成
- (2) 宿泊型保護事業を営む更生保護法人職員に対する研修・研究会等に対する助成
- (3) 更生保護施設における物価高騰による支出増に対する助成

3 関係機関・団体との連絡協調に関する事項

- (1) 都県単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人との連携を密にして連絡調整に努める。
- (2) 保護司、宿泊型保護事業を営む更生保護法人、更生保護女性連盟及びBBS連盟に対する助成事業を通して、これら団体との連絡協調を図る。
- (3) 管内保護観察所等関係機関の更生保護に関する連絡協議会の開催を後援する。
- (4) 必要に応じて、地域連携・助成事業を営む他のブロック単位の更生保護法人との連携を図り、事業運営の充実や発展に努める。

4 各種研修・研究協議会の開催及び協力に関する事項

- (1) 関東管内通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業を営む更生保護法人の事務担当者会議の開催
- (2) 関東地方更生保護女性連盟会員研修開催に対する協力
- (3) 関東地方BBS連盟会員研修開催に対する協力
- (4) その他更生保護の発展のための研修・研究・協議会等の開催又はその協力

5 その他更生保護団体に対する助成に関する事項

- (1) 関東地方更生保護事業連盟に対する助成
- (2) 関東地方保護司連盟に対する助成
- (3) 関東地方更生保護女性連盟に対する助成
- (4) 関東地方BBS連盟に対する助成

6 調査研究に関する事項

必要に応じ、更生保護に関する調査研究を関係者に委託し実施する。

7 犯罪予防、更生保護思想の普及宣伝に関する事項

- (1) 更生保護事業に対する一般国民の積極的協力を得るため、賛助会員の募集を行う。
- (2) “社会を明るくする運動”の推進に協力する。
- (3) 協力雇用主等社会資源の開拓に努める。
- (4) 各層、各界に対する更生保護思想の普及宣伝を行う。
- (5) 民間協力者に対する顕彰を行う。
- (6) 時宜に即した啓発・宣伝用資材を開発・作成し、管内更生保護団体等に提供する。

8 更生保護従事者の活動に対する資料提供に関する事項

- (1) 保護司活動の効果的推進及び便宜に供するため、保護司手帳を作成頒布する。
- (2) 更生保護従事者の活動に資するため、教材・資料等を作成・購入頒布する。
- (3) 更生保護大会等における講演のための講師派遣の斡旋等を行う。

9 機関誌の発行

関東管内で地域連携・助成事業を営む更生保護法人等との情報交換・連絡協調を図るため、機関誌を発行する。

10 その他

- (1) 更生保護制度施行75周年記念第38回関東地方更生保護大会を共催する。
- (2) 更生保護の発展に寄与すると認められるその他の事業を行う。

令和6年度一般会計収支予算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入総額 30,346,000 円
支出総額 30,346,000 円

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(収入の部)

(単位：円)

科	目	令和6年度	令和5年度	比較増減	
	項 目	予 算 額	予 算 額	(△印減)	備 考
補 助 金 等 収 入		2,100,000	2,100,000	0	
	助 成 金 収 入	2,100,000	2,100,000	0	振興財団
寄 附 金 収 入		2,210,000	2,210,000	0	
	篤 志 者 寄 附 金	1,500,000	1,500,000	0	
	役 員 等 寄 附 金	700,000	700,000	0	
	そ の 他 寄 附 金	10,000	10,000	0	
財 産 収 入		6,080,000	6,080,000	0	
	利 息	80,000	80,000	0	基本財産利息等
	立 川 基 金 配 当	6,000,000	6,000,000	0	
会 費 収 入		1,416,000	1,416,000	0	
	特 別 賛 助 会 費	1,276,000	1,276,000	0	管内11都県協会会費
	賛 助 会 費	140,000	140,000	0	普通賛助会費
雑 収 入		3,840,000	3,840,000	0	
	雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0	保護司手帳頒布手数料等
	関 保 連 人 件 費 分 担 金 収 入	2,840,000	2,840,000	0	事務局職員2名分
積 立 金 取 崩 金		14,700,000	12,600,000	2,100,000	
収 入 合 計		30,346,000	28,246,000	2,100,000	

(支出の部)

(単位：円)

科目	目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減 (△印減)	備考
地域連携・助成事業費		25,957,000	25,123,000	834,000	
事務費		7,400,000	6,780,000	620,000	
	給料手当	5,350,000	5,030,000	320,000	含交通費・含関保連分
	退職給与	150,000	120,000	30,000	退職給与引当金
	雑給与	5,000	5,000	0	
	福利厚生費	700,000	680,000	20,000	社会保険料(含関保連分)・健康診断
	旅費交通費	280,000	280,000	0	
	通信運搬費	450,000	300,000	150,000	切手・電話代・宅急便代・デジタル化関連費
	消耗品費	150,000	150,000	0	事務用品費等
	OA管理費	100,000	0	100,000	ホームページ改修費用
	備品補修費	30,000	30,000	0	
	役員費	5,000	5,000	0	
	減価償却費	0	0	0	パソコン償却済み
	印刷製本費	30,000	30,000	0	
	雑費	150,000	150,000	0	振込手数料等
啓発費		3,000,000	3,000,000	0	社明広報資材等
連絡調整費		997,000	1,323,000	△ 326,000	
	宿泊型保護事業連絡調整費	320,000	320,000	0	関更連助成・デジタル化促進
	地域連携・助成事業連絡調整費	130,000	130,000	0	事務担当者会議(オンライン)
	保護司活動連絡調整費	100,000	100,000	0	保護司研修等(オンライン)
	更生保護女性活動連絡調整費	100,000	36,000	64,000	会員研修等・デジタル化促進
	BBS活動連絡調整費	100,000	90,000	10,000	会員研修等
	機関紙発行費	67,000	67,000	0	事業協会通信37号
	報償費	80,000	80,000	0	感謝状記念品代
	調査研究費	100,000	500,000	△ 400,000	
助成費		14,560,000	14,020,000	540,000	
	宿泊型保護事業助成費	4,900,000	4,900,000	0	処遇困難者等指導経費助成及び諸物価高騰助成
	地域連携・助成事業助成費	150,000	50,000	100,000	
	保護司活動助成費	8,450,000	8,450,000	0	関保連・デジタル化助成
	更生保護女性活動助成費	120,000	120,000	0	関更女
	BBS活動助成費	240,000	200,000	40,000	関B連・デジタル化助成
	その他助成費	700,000	300,000	400,000	犯罪被害者支援関係及び先駆的助成
管理費		3,335,000	2,960,000	375,000	
	給料手当	1,230,000	1,150,000	80,000	含交通費・含関保連分
	退職給与	120,000	100,000	20,000	退職給与引当金
	雑給与	10,000	10,000	0	
	福利厚生費	320,000	295,000	25,000	社会保険料(含関保連分)
	会議費	950,000	740,000	210,000	理事会・評議員会各2回
	交際費	230,000	230,000	0	慶弔金
	旅費交通費	15,000	15,000	0	
	通信運搬費	120,000	80,000	40,000	切手・電話代・宅急便代・デジタル化関連費
	消耗品費	15,000	15,000	0	
	備品補修費	10,000	10,000	0	
	役員費	5,000	5,000	0	
	減価償却費	0	0	0	パソコン償却済み
	印刷製本費	10,000	10,000	0	
	雑費	300,000	300,000	0	全更連等会費
ホームページ作成費		1,000,000	0	1,000,000	
予備費		54,000	163,000	△ 109,000	
支出合計		30,346,000	28,246,000	2,100,000	

(注) 必要に応じ、各科目間の流用をすることができる。

令和5年度に調査研究を委託した「更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体」から結果報告書が提出されましたので掲載します。同事業体は、国からの委託を受け、先駆的な活動を行っています。

更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体における更生保護地域 連携拠点事業の取組み状況及び同事業の課題等

更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体

1 はじめに

地域において継続的な支援を必要とする刑務所出所者等（以下、「支援対象者」という。）に対して、「息の長い支援」を確保するため、国が更生保護事業を営む民間事業者等に委託して実施する更生保護地域連携拠点事業が、令和4年10月に、旭川、福井及びさいたま保護観察所管内において開始されました。

本稿において、埼玉県における同事業の取組み状況を説明するとともに、同事業の今後の課題等に関する考察を行うものです。

2 埼玉県域における同事業を行う体制について

埼玉県域においては、更生保護関係団体である特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構、更生保護法人埼玉県更生保護観察協会及び更生保護法人清心寮の3団体が更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体（以下、「拠点事業所」という。）を結成して同事業を受託し、3団体それぞれの特性を活かした連携の下で同事業を実施しています。

拠点事業所に配置された地域支援コーディネーター1名、コーディネーター補佐2名の職員が、さいたま保護観察所と連携して、事業を進めています。地域支援コーディネーターは、更生保護官署で長く勤務した経験を有し、地域支援コーディネーター補佐のうち1名は、地方自治体職員として福祉分野での長い勤務歴を有し、地域支援コーディネーター・同補佐として求められる知識や経験を有する者で構成されています。

3 地域支援体制整備業務の進捗状況について

更生保護地域連携拠点事業は、地域支援体制整備業務と支援者支援業務に大別できます。

地域支援体制整備業務は、更生保護関係団体を始め、地域において各種支援を行っている機関・団体による地域支援ネットワークを構築して、地域の支援を必要とするものがスムーズに支援を受けられる体制を整備するものです。

当県において、令和4年度は、ネットワーク構築を優先的に行う重点地区（概ね市区町村単位）に選定した越谷市域及び草加市域に、本年度は、同じく熊谷市域、鴻巣市域及び川越市域において、地域支援ネットワーク（地方自治体、ハローワー

ク、保健所、社会福祉協議会、地区保護司会、地区更生保護女性会等で構成)を構築し、さらに、加須市域を重点地区に選定し、同ネットワークの整備に向け参画候補機関・団体への働きかけを継続しています。

4 支援者支援業務の進捗状況について

次に支援者支援業務ですが、地域支援ネットワーク参画団体等から支援対象者の支援に関する相談を受けた際に、支援に関する助言、支援活動への同行・同席を行うなどの支援を実施するものです。

令和5年度 支援者支援・支援対象者支援の実績(令和5年4月～令和6年2月)

(1) 支援者支援・支援対象者支援別の実施状況	17件
ア 支援者支援のみ実施	4件
イ 支援対象者支援のみ実施	6件
ウ 支援者支援・支援対象者支援を両方実施	7件
(2) 支援者支援の実施状況	
ア 支援者支援実施件数	11件
イ 支援者支援延べ件数	6件
ウ 被支援者の内訳	
協力雇用主	6件
保護司	3件
中学校	1件
ハローワーク	1件
(3) 支援対象者支援の実施状況	
支援対象者支援実施件数	13件
支援対象者支援延べ件数	33件
(4) 主な内容と成果	

支援者支援に関しては、協力雇用主及び保護司を対象とした支援が過半を占めており、協力雇用主への支援に関しては、協力雇用主から支援対象者の就労や日常生活に関する困りごとに関する相談が多く寄せられ、課題や悩みの解消に向けた助言を行うとともに、協力雇用主と支援対象者の了解が得られた場合、直接本人と面接するなどして、本人への助言や協力雇用主との関係調整を実施しています。

また、保護司に対する支援に関しては、担当していた元保護観察対象者等から相談を受けたことで連絡を受ける場合が多く、当該保護司に対する助言を行っています。

ここで事例を紹介したいと思います。

A保護司から、以前担当していた薬物事犯の者が保護観察終了後も相談したい

ことがあると訪ねて来たり、電話をかけてきたりして困っていると相談を受けました。本人からの相談内容は、給料の遅配があるので雇い主に早く給料を支給するよう掛け合っしてほしいとか、家に所持金を置いて置くと、自分を見張っている悪い奴に取られてしまうので、お金を預かってほしいというもので、保護司の心理負担が大きく、また、保護司家族も本人のことを怖がっているとの深刻な内容でした。保護司に対しては、今後、本人から連絡があった場合、拠点事業所のコーディネーターが相談に乗る旨を伝えてほしいと更生保護拠点事業のリーフレットを送付するなどしましたが、幸いその後、本人からの接触がない状態が続いています。同保護司に対してはいつでも相談に乗る旨伝え、当方からも定期的に保護司に変化がないか確認の電話を入れています。

一方、地域の一般支援者に対する支援について言えば、まだまだ周知が十分でないため、地域の一般の支援者に対する支援の実績は少数にとどまっており、地域の一般支援者との間で支援実施に向けたチャンネル作りが課題となっています。

次に、支援対象者支援に触れると、保護観察所及び更生保護関係者（協力雇用主や保護司）から引継ぎ（紹介）を受けて、支援を開始したケースがほとんどです。

ここで、もう一つ事例を紹介します。

保護観察所経由で、相談の申出があったBは、刑務所を満期出所して数か月が経過する者であり、本人の主訴は、満期出所後内縁関係にある男性の許に実子（娘）とともに身を寄せているものの、同人の素行に問題が多く、一刻も早くその家から出て、娘と二人で一緒に生活することを希望するといったものでした。当方に相談を受ける以前に既に地元の市役所福祉課に相談をしており、現時点での生活保護の受給は困難であるとの説明を受けていたことから、今後の生活計画について、いくつかの実現可能な選択肢を示して助言を行いました。本人及び娘が、当初の希望を変更することを拒んだことから、話は平行線をたどり、本人達が相談の終了を希望したことから、支援を終了しました。

また、このケース以外でも、支援対象者の希望もあり地域の支援機関・団体の支援につなげようと試みた事案もありましたが、地域の支援機関・団体が実施可能な支援内容と本人が希望する支援の内容の間に大きな乖離があるなどしたため、地域の支援に繋げるに至っていません。

このようなケースの対応において、改善できる点は多くないものの、この現状をまず直視し、何かできることはないか手探りで検討していきたいと考えています。

5 更生保護地域連携拠点事業を進めるに当たり検討・留意した事項

更生保護地域連携拠点事業を進めるに当たり検討・留意した事項は以下のとおり

です。

(1) 地域支援体制整備業務

ア 地域における社会資源の把握

拠点事業者として、さいたま保護観察所及び関係機関・団体等との情報交換やインターネット検索から得られた情報等を基に、社会資源の調査を実施しています。主な目的は、支援対象者が地域において利用可能な社会資源をリストアップし、いつでも利用可能な形にしておくことが重要であると考えています。調査把握した社会資源が、即地域支援ネットワークに参画を働きかける対象ではないことに留意する必要があると考えます。

イ 地域支援ネットワーク（重点地区）の範囲について

地域支援ネットワークの範囲設定の選択肢としては、広域行政圏、地区保護司会、基礎自治体のそれぞれの単位とすることが考えられますが、埼玉県は、人口約740万人、基礎自治体数63団体を擁する規模の大きい都道府県のひとつであることから、限られたマンパワーといった制約下においては、一から広域の地域支援ネットワークを構築することは困難であり、既存の地域の支援ネットワークとの連携を当初より想定して、ネットワークを構築することが望ましいと考え、既存の地域の支援ネットワークが基礎自治体単位で構築されている現状を重視して、基礎自治体単位で地域支援ネットワークを構築することを、さいたま保護観察所と協議の上、決定しました。

ウ 地域支援ネットワーク参画機関・団体について

地域において各種支援を受ける被支援者に占める更生保護地域連携拠点事業の対象となる支援対象者の比率は極めて少ないことから、地域において各種支援を行う機関団体に遍くネットワークに参画してもらい、大規模なネットワークを構築することは極めて非効率であり、支援機関・団体からの協力理解を得ることが困難であると思われることから、既存の地域支援ネットワークにおいてハブ的な役割を果たす機関・団体に更生保護地域支援ネットワークに参画してもらい、ハブ的な役割を果たす機関・団体を通じて、広く地域の支援機関・団体とつながるイメージを想定することとし、参画機関・団体として、地方自治体、ハローワーク、保健所、社会福祉協議会、地区保護司会、地区更生保護女性会を基本メンバーとし、これに地域的な事情を考慮して、参画団体等を加えることとします。

エ 地域支援ネットワークを整備する重点地区の選定について

整備を重点的に行う地区としては、当該地区の更生保護関係団体の意向、地方自治体の地域再犯防止推進計画策定の状況を含む更生保護への理解・協力の度合いや重層的支援体制整備事業の実施状況等を考慮の上、県内の地域的なバランスも考慮して、保護観察所と十分に協議を行い、選定しています。

オ 地域支援ネットワークの整備について

更生保護関係団体に対する働き掛けにおいては、地区保護司会に対する働き掛けが最も重要であるが、地区保護司会の保護司の中には、重点地区に選定され、地域支援ネットワークが整備されることにより、新たな業務が付加されるのではと強く危惧する者もあり、丁寧な説明と慎重な対応が必要であると思います。

また、地方公共団体への働き掛けも重要ですが、重層的支援体制整備事業を実施している地方公共団体においては、同事業を所管する部局と連携を密にして、同事業との連携の強化に努めていく必要があると考えます。

(2) 支援者支援業務

地域連携拠点事業による支援者支援開始の端緒について3つの類型化を行い、支援業務の進め方・手続き等に関する整理を行いました。地域支援拠点事業による支援開始の端緒を類型化すると、

ア 更生保護から地域支援移行型

更生保護に関わりを持った支援対象候補者に働きかけを行い、又は更生保護関係の支援者からの支援対象候補者に関する相談を受け、地域の支援につなげる形態

イ 支援者要請による伴走支援型

支援者から更生保護地域連携拠点に連絡・要請があり、伴走型の支援を行う形態

ウ 支援対象候補者申出型

支援対象候補者から更生保護地域連携拠点に直接連絡相談があり、支援につながる形態

の以上3つの類型が考えられます。

上記3類型の特徴等について整理すると以下のとおりです。

ア 更生保護から地域支援移行型

保護観察又は更生緊急保護の実施中に、それまでに蓄積された情報に基づき、当該事業につながることの適否の判断と本人に対する働きかけを行うことができるといった優位性があると考えます。特に本人を担当する保護観察官、保護司や更生保護施設職員等と支援対象候補者との間に一定程度の信頼関係が築かれている場合には、本人の同意が得やすく、円滑に拠点事業への移行が期待できると考えます。

ただし、本人の置かれた立場を考慮して本人の同意の任意性を担保することが重要であり、更生保護地域連携拠点事業につなげることの必要性や相当性を十分踏まえた運用基準を定め、かつ、適正手続を行うことが求められると考えます。

また、保護司や協力雇用主から保護観察等が終了した元対象者の件で更生保護

地域連携拠点事業所に相談が持ち込まれ支援を開始する形態もあり、保護司や協力雇用主への本事業に対する周知を継続的に行うことが必要と考えます。

イ 支援者要請による伴走支援型

支援者要請による伴走支援型は、これまで行ったことのない画期的で意欲的な試みであり、実施することの意義は高いと考えられますが、支援者要請による伴走支援により実際の支援者支援・支援対象者支援につなげるためには、大きな壁を乗り越えることが必要となります。

潜在的な支援者支援・支援対象者支援のニーズを掘り起こすためには、地域支援ネットワークに参画してもらっている機関・団体に拠点事業に関する理解を深めてもらうとともに、相談を持ち掛けるに値するとの信頼が得られるようにすることが重要になると考えます。

ウ 支援対象候補者申出型

更生保護地域連携拠点事業に関する本人向けリーフレットを目にするなどして、本人が直接拠点事業所に連絡相談をしていくことが考えられますが、同リーフレットには具体的な支援内容等が記載されていないため、実際に連絡をするとの行動を起こすためには訴求力に欠けることは否めず、支援者や関係機関関係者が、本人に同リーフレットを交付する際に本事業に関する説明等を行ってもらうことが有効であると考えます。

これら3類型に合わせて、支援に結びつけるための方策を具体的に検討し、実行していくことが求められています。

なお、当事業所において、支援者支援（支援対象者支援を含む）を実施する上で心がけていることは以下のとおりであり、支援者向けの拠点事業に関するリーフレットにもその旨を記載しています。

- ・支援対象者（要支援者）が、地域社会の一員として社会復帰できるよう、その意思や主体性を最大限に尊重し、一人ひとりと真剣に向き合い、懇切で誠実な態度で接し、粘り強く支援を行います。

- ・支援者との信頼関係を基礎に、支援者と支援対象者の関係を大切にしながら、支援者と歩調を合わせ、よりよい支援対象者支援が実現する、支援・調整を行います。

- ・支援対象者の情報は、その性質を十分考慮して、厳に慎重に取り扱い、プライバシーに十分配慮し、個人情報の保護を徹底します。

- ・職務の遂行に当たっては、事件によって被害を受けた方々の実情を真摯に受け止めつつ、（個人の尊厳と人権を尊重し、）公平かつ中立的姿勢を保ち、個々の持てる力を結集してチームで職務に臨みます。

(3) 支援団体の活動等に対する支援

支援団体のニーズを踏まえ、地域における支援対象者の実情や支援活動の状況等の理解を促進するため、支援団体が実施する事例研究会や研修会等の企画、実施に対する支援を行います。特に更生保護関係団体の研修会に当該地区地域支援ネットワーク参画機関・団体職員を講師として招く調整に力を入れています。

(4) 効果検証

支援を実施した事例に関する統計資料を作成するなどして、支援の効果に関する検証を継続的に行います。さらに、多方面からの情報に基づき、地域支援ネットワークへの参画を働き掛けるにふさわしい団体であるかを慎重に検討します。

6 更生保護地域連携拠点事業を進めるに当たり検討すべき課題等

更生保護地域連携拠点事業を進めるに当たり検討すべき課題等を簡単に列記することとします。

(1) 地域支援体制整備業務

ア 地域支援体制整備業務を実施する上で、保護観察所との連携は最も重要となりますが、両者の強みを最大限生かす形で役割分担を行い、効率的かつ円滑に同業務を遂行することが重要であり、信頼関係を基にコミュニケーションを密にとることが必要であると考えます。

イ 更生保護地域連携拠点事業における支援者支援を実施する上で、地域の一般支援者に的確な拠点事業に関する情報提供を行っていくことが不可欠ですが、整備した地域支援ネットワークの枠組みをうまく活用しつつ、周知を行う対象範囲の設定、周知の方法、伝える内容等検討すべき課題が多く、効果的かつ効率的な周知方法等を検討実行して行く必要があると考えます。

ウ 今後、新規の地域支援ネットワークの整備と既に整備した地域支援ネットワーク参画機関・団体との関係維持に係る業務が増大することから、業務の効率化及び職員体制の見直し等を検討する必要性に迫られることになると考えます。

(2) 支援者支援業務について

ア 地域の一般支援者の多機関連携に関する意識は、所属する組織又は個人により大きな落差があり、支援者が、自らの支援分野以外の本人の課題に気づいたとしても、他機関・団体につなごうとの意識が希薄であったり、他分野の支援機関、その支援内容、支援の要件やつなぎ方をよく知らなかったり、他の機関等との連携をした経験が乏しいため消極的になり、多機関連携につながらない場合も少なくないと考えます。

福祉分野では、近年、そういった弊害の解消に向けた取組ともいえる重層的支援体制整備事業が開始されていますが、まだ緒についたばかりであり、支援者側の意識改革、所属組織を超えた支援態勢の整備等には相当の時間を要する

ものと考えられますが、重層的支援体制整備事業を担う担当者等と歩調を合わせ、粘り強く、支援者側の意識改革、支援態勢の整備等に取り組んでいくことが求められていると考えます。

イ 拠点事業における支援開始の端緒のところでは触れた更生保護から地域支援移行型について言えば、同業務を遂行するに当たり、更生保護による支援から地域保護の終了を控えたケースで地域の支援につなげるが必要なケースをスクリーニングし、本人の意思を尊重の上、可能な限り拠点事業による支援に結び付けることが求められていると考えます。

ウ 整備した地域支援ネットワークを保護観察対象者や更生緊急保護対象者の支援に対しても活用することは、非常に有益なことでありと考えています。重点地区担当の保護観察官や当地区保護司の方々に地域支援ネットワークに積極的に加わってもらい、地域支援ネットワーク参画機関・団体との個別の交流を図るなどして、関係を深め、地域支援が必要と思われる保護観察ケースを、保護観察の段階で、地域支援に結びつける試みが積極的に行われ、保護観察終了後は、これをフォローアップする形で拠点事業所が引き継ぎ、地域の支援に確実に結び付けることが望ましい形であると考えます。

エ これは将来的な課題となりますが、例えば、就労支援事業を受託した事業者（就労支援員）が、保護観察中又は更生緊急保護を実施中の者に対して就労支援を実施しているように、種々の課題があると思いますが、拠点事業の受託者（地域支援コーディネーター）が、保護観察又は更生緊急保護の実施対象者に対する地域の支援への移行支援業務を実施できるようになると、拠点事業の幅が広がり、より一層、更生保護に関わりがある支援対象者を地域の支援に確実に円滑につなげることが可能になると考えます。

7 おわりに

「本人のニーズや意思を十分踏まえること」、「関係機関につなげる目的を明確にし、つなげること自体を目的化しないこと」は、更生保護地域連携拠点事業を実施する上で最も重要な規範であると考えますが、実際に支援を行う過程では、この言葉どおりにことを進めようとしてもうまく事が進まず、壁にぶつかり、跳ね返されることを何度も経験しています。6で触れたとおり更生保護地域連携拠点事業の課題は多く、前途は決して楽観できる状況ではありませんが、さいたま保護観察所の指導・支援のもとで、本事業の円滑な実施に努める所存です。

当 協 会 に つ い て

設立の趣旨

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会は、更生保護事業法に基づいて、法務大臣の認可を受けて設立された法人です。

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県（1都10県）における更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。

事業の内容

- 1 更生保護に資する援助を行う公共の機関等との地域における連携協力体制の整備
- 2 更生保護活動への地域住民の参加の促進
- 3 更生保護に関する事業に従事する者の確保、養成及び研修
- 4 更生保護に関する啓発、連絡、調整又は助成
- 5 更生保護に関する調査研究
- 6 その他設立の趣旨の目的を達成するために必要と認める事業

顕 彰

当協会へ寄附された場合には、その額により、紺綬褒章・法務大臣感謝状・関東地方更生保護委員会委員長感謝状等を贈呈するための上申を行い、謝意を表します。

主な事業

保護司、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主など、更生保護事業にかかわる民間団体に対する連絡・助成



諸団体の事業・活動資金の助成などを行い、円滑な活動が行われるよう支援します。

更生保護事業従事者の教養訓練の実施



保護司等、更生保護事業に携わる人たちの研修会などを実施し、多くの人々がそこで研鑽を積みまます。

犯罪の予防及び更生保護思想の普及宣伝



パンフレット・チラシの作成配布

街頭パレードへの協力

“社会を明るくする運動”を中心とする犯罪予防活動に協力し、更生保護思想の普及宣伝に努めます。

犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する調査研究



犯罪予防等の専門家に調査研究を依頼し、犯罪や非行をなくすための方策などを、あらゆる面から追求します。

賛助会員の募集

更生保護法人関東地方更生保護事業協会では、年間を通じて賛助会員を募集しております。みなさまのご支援ご協力をお願いいたします。

年会費 1口 5、000円（何口でも可）

税制上の優遇措置

個人からのご寄附

- 個人から当法人に対して2,000円を超える寄附金をいただいた場合には、その年の寄附金額をもとに次によって計算した額の税の控除を受けることができます。
- 控除を受ける場合には、税務署又は都道府県・市区町村税事務所等へ当法人が発行する次の書類を添付した確定申告書を提出していただく必要があります。
 - ・ 当法人が発行する領収書
 - ・ 当法人からお渡しする「税額控除対象法人証明書」の写し（1のイの場合のみ）

1 所得税（国税）

ア 所得控除（所得税法第78条第1項該当）

「所得金額の40%」又は
「寄附金額」のいずれか少ない額 - 2,000円

イ 税額控除（租税特別措置法第41条の18の3第1項該当）

（「所得金額の40%」又は
「寄附金額」のいずれか少ない額 - 2,000円） × 40%

- ※ ただし、イについては、
- ・ 所得税額の25%が上限です。
 - ・ 税額控除対象更生保護法人に対する寄附の場合のみ選択可能です。（上記対象法人については、法務省HP等をご覧ください。）



法務省HP

2 住民税（地方税）

寄附をされた個人が埼玉県内（県民税）、さいたま市内（県民税・市民税）にお住まいの場合には、次の額の税の控除を受けることができます（税額控除）。

ア 都道府県民税

（「所得金額の30%」又は
「寄附金額」のいずれか少ない額 - 2,000円） × 4%

イ 市区町村民税

（「所得金額の30%」又は
「寄附金額」のいずれか少ない額 - 2,000円） × 6%

- 個人が相続又は遺言によって取得した財産を、相続税の申告期限内（死亡後10か月以内）に当法人に寄附した場合、寄附財産については、相続税は課税されません。

より詳細な内容については、最寄りの税務署又は都道府県・市区町村税事務所等にお問い合わせください。

法人からのご寄附

- 特定公益増進法人である更生保護法人への寄附金は、法人税法上の損金算入限度額が、通常の損金算入限度額とは別枠で認められています。

1 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

[法人税法第37条第4項該当]

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

2 一般損金算入限度額 (特定公益増進法人「以外」に対する寄附も対象)

[法人税法第37条第1項該当]

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5\%) \div 4$$

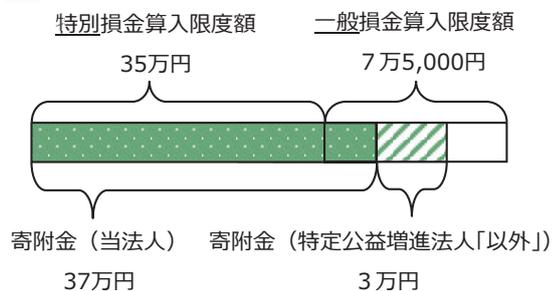
計算例

- 資本金 2,000万円 所得金額 1,000万円
- 寄附金額
 - ・当法人に対する寄附金 37万円
 - ・特定公益増進法人「以外」の団体に対する寄附金 3万円

- 特別損金算入限度額
 $(2,000\text{万円} \times 0.375\% + 1,000\text{万円} \times 6.25\%) \div 2 = 35\text{万円}$
- 一般損金算入限度額
 $(2,000\text{万円} \times 0.25\% + 1,000\text{万円} \times 2.5\%) \div 4 = 7\text{万}5,000\text{円}$

・ 特定公益増進法人である当法人に対する寄附金 (37万円) の特別損金算入限度額 (35万円) を超えた額については、一般損金算入限度額に含めることができます。

・ このため、特別損金算入限度額は35万円ですが、寄附金 (合計40万円) の全額が損金算入されます。



更生保護ってなんでですか？

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

負のサイクル

犯罪・非行



犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんですが、社会に居場所がないがために再び犯罪を重ねてしまうという悪循環もあることも事実です。

悪循環から脱し、立ち直りをすすめるには、地域とのつながりが大切です。

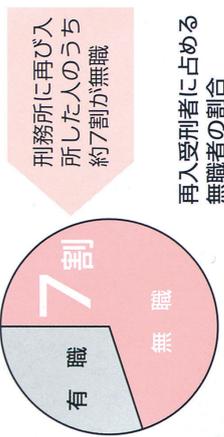
反省・償い

更生保護の活動は、保護観察所をはじめとした国の機関と、保護司などのボランティアからなる民間の方々が協働して行っています。



全国の保護観察所などでは、国家公務員である**保護観察官**が第一線で活動しています。全国に約1,000人います。

保護司は、法務大臣から委嘱を受け、保護観察を受けている人の指導などにあたっています。全国で約5万人の保護司が活動しています。



再入受刑者に占める無職者の割合

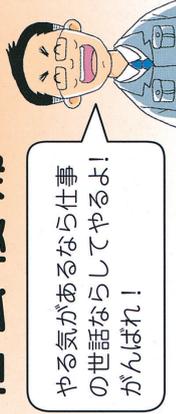


高齢者犯罪の動機

居場所がない { 帰る場所がない... 仕事がない... 相談する人がいない... }



社会復帰



立ち直り



近所に誰も知り合いがないのは寂しい話じゃないか。町内会のおまつりに一緒に行ってみないか？

自分もたくさんの人に助けてもらったからね。困っているんなら、相談に乗るよ。

～地域とのつながり～

罪を償い、再出発しようとする人たちが、社会から孤立したりせずに、地域との絆を保ち続けられれば、その多くが地域社会の一員として立ち直ることが出来ます。

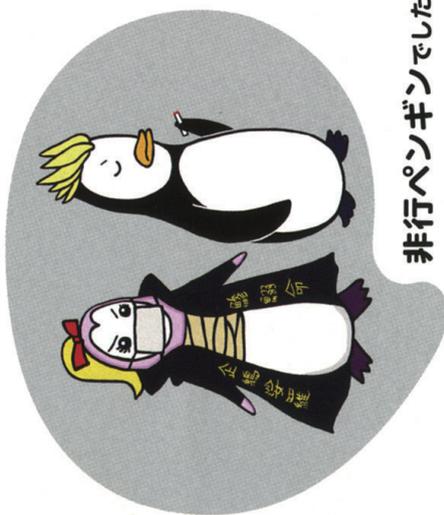
その先導となって、地域と更生保護の架け橋となっているのが**更生保護ボランティア**です。

※ 法務省保護局作成パンフレット「立ち直りを支える地域のチカラ」より抜粋

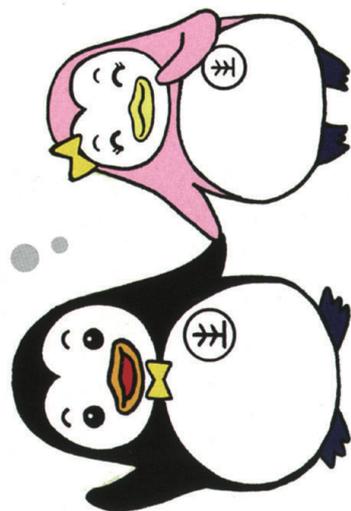
ホゴちゃんと
サラちゃんの

更生ものがたり

昔のボクたちは、
悪いことばかりする



非行ペンギンでした。



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



更生保護女性会

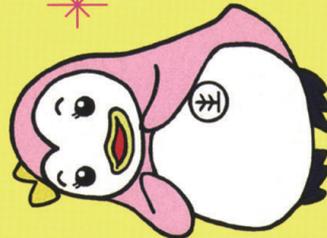
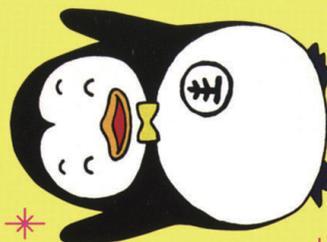
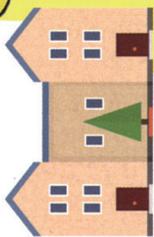
女性の立場から、地域における犯罪
予防の活動や子どもたちの健全育
成のための子育て支援活動などを
行うボランティア団体です。

保護司

犯罪や非行をして「保護観察」を受けることに
なった人の生活を見守り、様々な相談に乗った
り、指導をしています。犯罪を予防するための
地域活動などにも取り組んでいます。



立ち直りました！ 更生ペンギンです！



更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所が
ない人たちに宿泊場所や食事を
提供し、自立に向けた生活指導
を行う民間の施設です。



協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くこ
とが難しい人たちを、その事情を
理解した上で雇用し、立ち直りを
支援する事業者です。

BBS会

さまざまな問題を抱える少
年と、兄や姉のように身近な
立場で接することで、少年の
成長を助ける青年ボラン
ティア団体です。



ご存じですか？

立ち直りを支える地域のチカラ。

あなたも、

できることから始めませんか？

犯罪や非行からの立ち直りには、本人の努力はもちろんですが、地域の中に「居場所」があることが大きな後押しになります。
あなたの地域でも、国と、ボランティアなど様々な立場の人々が、チカラを合わせて立ち直りを支えています。

立ち直ろうとする人を受け入れ、支える方法は様々です。犯罪や非行から立ち直ろうとする人に、あなたなら何ができるかを考え、できることから一緒に始めてみませんか？

関東地方更生保護事業協会役員等名簿

(令和6年8月1日現在)

役職名	氏 名	都 県 名	役職名	氏 名	都 県 名
理事長	青 木 勲	栃 木	評 議 員	池 田 敷 和	茨 城
副理事長	田 中 武 志	東 京	〃	粉 川 健	茨 城
〃	遠 藤 孝 二	千 葉	〃	阿久津 平	栃 木
〃	脇 田 栄 一	東 京	〃	安 藤 良 子	栃 木
常務理事	山 代 法 道	東 京	〃	栃 木 政 章	栃 木
〃	佐 藤 繁 實	東 京	〃	武 藤 成 孝	群 馬
〃	市 川 君 子	東 京	〃	市 川 憲 子	埼 玉
理 事	藤 本 貫 大	茨 城	〃	槍 田 義 之	埼 玉
〃	金 子 昌 彦	群 馬	〃	遠 藤 隆 雄	埼 玉
〃	武 井 章	埼 玉	〃	田 中 一 宏	埼 玉
〃	石 井 本 子	千 葉	〃	野 崎 昌 雄	埼 玉
〃	吉 田 平	千 葉	〃	村 上 佼 正	千 葉
〃	川 邊 讓	東 京	〃	池 田 真	東 京
〃	下 地 常 雄	東 京	〃	可 児 克 之	東 京
〃	立 川 孟 視	東 京	〃	原 幸 一 郎	東 京
〃	山 口 信 郎	神奈川	〃	茂 呂 絹 枝	東 京
〃	小 林 聖 仁	長 野	〃	水 嶋 正 夫	神奈川
〃	木 村 治 司	静 岡	〃	大 塚 賢 秀	新 潟
監 事	遠 山 正 博	埼 玉	〃	近 藤 功	山 梨
〃	金 井 泰 子	東 京	〃	春 日 博 美	長 野
評 議 員	飯 野 満	茨 城	〃	金 原 利 幸	静 岡

定 数 理事15名以上20名以下 監事2名 評議員21名以上25名以下

現在数 理事18名 監事2名 評議員22名

発 行

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会
〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
関東地方更生保護委員会内
電話048-601-2130
令和6年8月1日発行